

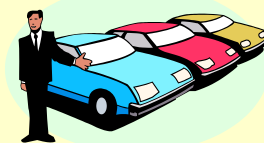


中古自動車販売業

1. 創業の着眼点

(1) 資格・許可

都道府県公安委員会の「古物営業の許可」が必要です。



(2) 立地条件

主要道路沿いなどドライバーから目立つ場所が主流です。幅広く車種構成を揃える際は相当の展示スペースを確保する必要があります。また、近年ではインターネットを活用した販売も見受けられます。

(3) 人材の確保

査定が目利きが必要となるので、経験豊かで営業力のある従業員の確保が必要です。

(4) セールスポイント

多様な顧客ニーズに対応するには、新車ディーラーとの連携やオークション会員からの情報収集など仕入ルートの確保が重要です。複数企業間での在庫の共有、車種等を絞り込んだ専門店など差別化を図ることも必要です。また、インターネットを活用した在庫検索や見積りなど消費者が必要な情報をどれだけ提供できるかもポイントになります。

(5) 事業計画

ア 売上計画：経営者の経験や同業他社の状況により販売単価、販売台数等を把握することが重要です。

イ 資金計画：展示場取得などの設備資金や商品仕入の運転資金が必要となります。資金投資効果、自己資金の割合、返済額のバランスがとれているかが重要です。

2. 経営指標 (※)

従業者1人当たりの売上高(月間)	2,533 千円	人件費対売上高比率	14.2 %
売上原価率	71.6 %	諸経費対売上高比率	15.7 %

2012年小企業の経営指標(日本政策金融公庫総合研究所編)

※当経営指標は、日本政策金融公庫の融資先法人企業から抽出したサンプル企業の平均値です。



3. 「古物営業の許可」取得のための必要な手続き

「古物営業の許可」・・・許可申請の窓口は、営業所の所在地を管轄する警察署です。

〈許可申請に必要な書類〉

- ① 最近5年間の略歴が記載された略歴書及び住民票の写し
- ② 欠格事由に該当しないことを誓約する書面(誓約書)
- ③ 成年被後見人・被保佐人に登記されていないことの項証明書及び身分証明書
- ④ 未成年者で古物営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面
- ⑤ 法人にあつては定款及び登記事項証明書。また上記の書類は役員全員のもの
- ⑥ 管理者についての略歴書、誓約書、被後見人・被保佐人に登記されていないことの証明書及び身分証明書

※その他詳細については営業所の所在地を管轄する警察署へお問い合わせください。